

日本国厚生労働省とイタリア共和国保健省との間の保健・医療分野における協力覚書 (仮訳)

日本国厚生労働省とイタリア共和国保健省（以下それぞれを「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、

公衆衛生の課題の重要性を認識し、

保健・医療分野において、国家間の有益な協力を発展させることを目指し、

疾病の予防、治療、健康増進、ヘルスサービスの発展と近代化、新しい技術や人材活用、その他の共通の関心事項に取り組むために、

世界保健機関（WHO）憲章に定められている健康増進と健康維持の基本理念と UN 2030 アジェンダに掲げられている全世代の健康と福祉の保障を考慮し、

以下のとおり決定した：

第1条 目的

本協力覚書（以下、「本覚書」という）の目的は、公平、相互主義、相互利益の原則に基づき、保健と医療分野における両当事者間の協力の基本方針を定義することである。

第2条 協力分野

本覚書における主たる協力分野は、以下のとおりとする：

- a) ヘルスケアシステム及び病院管理の仕組み
- b) 公衆衛生学的及び疫学的サーベイランス
- c) 予防医療と社会支援：栄養失調、小児肥満、受動喫煙、有害なアルコール摂取、職場での化学的、物理学的、生物学的な危険因子、メンタルヘルス対策の促進、がんスクリーニング
- d) 慢性疾患患者及び高齢者の継続的ケアを確保する地域的支援体制
- e) 感染症のコントロールと予防
- f) 両当事者が決定したその他の協力分野

第3条 協力方法

それぞれの国の法令に則り、両当事者は以下の方法により協力する：

- a) 情報及び最良事例の共有
- b) 専門家及び保健担当官の交流
- c) 保健専門職及び専門家の調査視察
- d) 両国からの保健専門職の参画推進
- e) 進行中の協力プログラムの目的に沿った合同のセミナー、大会、シンポジウム、会議
- f) 両当事者により決定されたその他の協力方法

第4条 連絡窓口

各当事者は連絡窓口を指定する。連絡窓口は、両当事者間の情報及び活動の主たる調整役としての役割を果たす。

第5条 財源

各当事者は、本覚書の実行により生じる各自の費用を負担する。本覚書に定める全ての活動は、いかなる場合も日本国及びイタリア共和国の追加予算なく通常予算に従って両当事者により実施される。

各当事者は、自国の代表者を相手国へ派遣する費用を全額負担する。

必要な場合、両当事者は、本覚書の枠組みにおけるプロジェクトの資金を賄うため、国際機関が協力する代替的な資金制度や他の経済支援制度を利用するために協力する。

第6条 業務上の関係

本覚書に関連して実施されるプロジェクトの各当事者の担当者は、所属機関との業務上の関係を維持する。いかなる状況下においても、相手方機関と直接的な依存関係になつてはならず、相手方機関は、いかなる場合も代わりの雇用主と捉えられてはならない。

いずれの当事者も、本覚書に関していかなる報酬も支払う必要はなく、相手方から受け取る権利もない。

本覚書に関連するいかなる保健活動も、それぞれの国における医療専門家及び保健専門家の実務を規定する法令に則り実行される。

第7条 知的財産

知的財産権は、それぞれの国の関連法令並びに日本国及びイタリア共和国が参画する国際協定に則り規制される。

第8条 技術移転

国家機密に該当せず、いずれかの当事者により保証される情報や機材の移転は、両国における適用法令を遵守する。

第9条 関係者に関する規定

両当事者の担当者及び代表者は、それぞれの国の出入国規定、税金、税関、保健及び国家安全保障の法令を尊重し、当該事項を所管する機関の事前承認なしに、本覚書に規定する活動以外のいかなる活動にも従事することはできない。

両当事者の担当者及び代表者は、それぞれの国の法令に則り入国及び出国する。

第10条 適用法令

本覚書は、それぞれの国の法令及び適用される国際法に則り実行される。更にイタリア側当事者は、イタリア共和国の欧州連合への加盟により生じる義務に従う。

第11条 解釈の相違

本覚書の解釈及び/または実行における相違は、両当事者間の直接協議及び交渉により友好的に解決される。

第12条 期間と変更

本覚書は両当事者による署名のうち後にされた署名の日に効力が生じ、5年間有効とする。その後、当事者の一方が協力期間終了予定日の6か月前までに相手方に終了の意向を通知しない限り、自動的に5年間延長される。

両当事者は、双方の合意の上で本覚書を変更することができる。

各当事者は、協力期間終了予定日の6か月前までに相手方に終了の意向を通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。本覚書の終了は、両当事者による決定がない限り、進行中の共同プロジェクトに影響を及ぼさない。

本覚書は法的拘束力を持たない。

英語による原本2通に署名された。

東京、2020年 月 日

日本国厚生労働省のために

ローマ、2020年 月 日

イタリア共和国保健省のために